解散公告

当社は、平成二十九年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

大分県中津市大字東浜一一〇五番地一

有限会社三不

清算人　影木　正子

解散公告

当社は、平成二十九年九月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

鹿児島県南さつま市坊津町久志一九九八番地一　株式会社ＷＡＬＬ－ＴＯ－ＷＡＬＬ

代表清算人　清水　寛美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年七月十日、開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可より、平成二十九年十月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

山形県東根市中央三丁目九番一〇号

医療法人東根中央整形外科

清算人　波多野光裕

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年六月一日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、平成二十九年九月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

埼玉県さいたま市浦和区岸町五丁目一〇番一九号

医療法人太田小児クリニック

清算人　太田　裕子

解散公告（第一回）

当法人は、東京都知事の認可により、平成二十九年八月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目七番一〇号

医療法人社団周真会

清算人　上ノ畑　充

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年九月十四日山梨県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

山梨県富士吉田市下吉田六丁目一番一号

富士吉田市中丸土地区画整理組合

清算人代表　廣瀬　俊秀

解散公告（第二回）

当社は、平成九年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

東京都大田区大森北一丁目一七番二号

平林企業株式会社

清算人　平林　絹枝

解散公告（第三回）

当労働組合は、平成二十九年八月二十六日開催の第四十二回定期大会の決議により、平成二十九年八月三十一日をもって解散したので、当労働組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

東京都港区海岸一丁目四番二六号

部品関連労働組合

清算人　水清田　聡

解散公告（第三回）

当法人は、広島県知事の認可により、平成二十九年八月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月三十日

広島県福山市熊野町乙一一六二番地の三

医療法人社団岡本医院

清算人　岡本　幹司

第三十九期決算公告

平成二十九年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、〇六〇、七四一
固定資産	三、六四三、二二七
合計	四、七〇三、九六八

負債及び純資産の部

流動負債	三三、七五六
固定負債	一六六、八〇三
株主資本	四、五〇三、四〇九
資本金	一八、〇〇〇
利益剰余金	四、四八五、四〇九
利益準備金	九四
その他利益準備金	四、四八五、三一五
（当期純利益）	（五、六七一）
合計	四、七〇三、九六八

平成二十九年十月三十日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地

株式会社港食品

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東田川郡庄内町西袋字村立三一番一地、最後の住所山形県東田川郡庄内町南野字北野一〇〇番地二

被相続人　亡　大澤ぬま子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三十日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産管理人　新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市久保町一〇八番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　赤坂　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月三十日

栃木県宇都宮市桜三丁目一番三号　稲葉ビル一階　菊田・髙橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊田　毅

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十二月二十六日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年十月三十日

北海道空知郡上富良野町東六線北十八号

株式会社新生農産

代表取締役　田村　豊

第12期決算公告　平成29年10月30日

北海道空知郡上富良野町東六線北十八号

株式会社新生農産

代表取締役　田村　豊

貸借対照表の要旨（平成29年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	29,445
	固定資産	671,555
	合計	701,001
負債及び純資産の部	流動負債	23,288
	固定負債	2,861
	株主資本	674,851
	資本金	130,000
	資本剰余金	514,000
	資本準備金	514,000
	利益剰余金	30,851
	その他利益剰余金	30,851
	（うち当期純損失）	（1,056）
	合計	701,001